

平成 27 年度 第 1 回横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	平成 27 年 4 月 23 日 (木) 10 時 00 分～11 時 15 分
開 催 場 所	神奈川区役所本館 5 階大会議室
出 席 者	柳澤委員、加藤委員、中村委員、宮嶋委員、依田委員 (計 5 名)
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開 (一部非公開)
議 題	1 指定管理者選定委員会について 2 指定管理者公募要項について
審 議 結 果	<p>1 指定管理者選定委員会について</p> <p>(1) 委員会の位置づけについて 「横浜市スポーツ施設条例」及び「横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される委員会であることを事務局より説明</p> <p>(2) 委員長の選出について 柳澤委員を委員長に選任。 委員長の職務代理者は依田委員とする。</p> <p>(3) 委員会内容の公開について 第 1 回委員会は議題 2 以降、非公開とする。 また、第 2 回委員会については、面接審査終了後の議論について、非公開とする。</p> <p>2 公募要項について</p> <p>(1)公募要項 公募要項について、原案承認</p> <p>(2) 選定スケジュールについて 選定スケジュールについて、原案承認</p> <p>(3) 評価基準項目について 「評価基準項目 2 つ目の『施設の平等・公平な利用の確保』について、障害児者や高齢者の他に、こどもを追加してはどうか。」との委員意見があったため、事務局で修正を行う。</p> <p>3 その他 会議録の公表について説明・承認</p>

裏面あり

<p>委員意見等</p>	<p>1 公募要項について</p> <p>(委員) 指定管理者が変更となった場合、引継ぎが問題となっている。詳しく追記する必要があるのでは？</p> <p>(委員) 指定管理者が変更になっても、今までのようにスポーツセンターを使うことはできるか？</p> <p>(事務局) 利用料金や維持管理業務など、「業務の基準」でスポーツセンターが行うべき業務を細かく指定しているので、指定管理者が変更になっても、引継も含め支障はないと考えています。</p> <p>2 天井の脱落対策工事について</p> <p>(委員) 天井の脱落対策工事については、どこの部屋が対象となるのか？</p> <p>(事務局) 第1体育室、第2体育室、エントランスが対象となります。</p> <p>(委員) 各部屋ごとに順番に工事を行うか、同時期に全ての工事を行うのか。</p> <p>(事務局) 確認します。</p> <p>【確認結果】工事の進め方については、これから設計していく中で決めていきます。第1・第2体育室の時期をずらして実施するのか、同時期に全館休館で進めるのか等、神奈川区、市民局及び建築局とで相談しながら進めていきます。</p> <p>(委員) 「休館による収入減額分についての補償は行いません」とあるが、休業期間の補償を行わないのは、神奈川区だけではなく横浜市として一般的な考え方ですか？</p> <p>(事務局) 神奈川区だけではなく、他のスポーツセンターも収入減額分の補償は行わない予定です。</p> <p>2 その他</p> <p>(委員) スポーツセンターは民間業者の参入が増えている。横浜市としての方向性は？</p> <p>(事務局) 横浜市スポーツ推進計画にも記載されていますが、地域との連携が求められており、評価基準項目の8つ目である「地域との協力」では15点の配点を設けています。</p> <p>(委員) 第1期と第2期では、指定管理者の変更はあったのか？</p> <p>(事務局) 第1期と第2期の指定管理者は変更ありません。</p>
<p>その他</p>	<p>第2回選定委員会は、日程調整を行い、8月6日(木)に開催予定、8月4日(火)を開催予定予備日とする。</p> <p>開催時間等は応募団体の数によって調整する。</p>